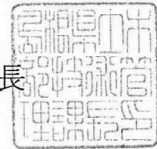


技 第 2 8 8 号
平成 2 5 年 8 月 2 7 日

島根県交通安全施設事業協同組合長
各区画線工事参加資格者 様

島根県土木部技術管理課長



区画線工事保有機械に係る事前申請について

平素より島根県の公共事業の執行につきましては、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、このたび「区画線工事保有機械も事前の申請で、收受印による省略化」をすることとし、別添のとおり取り扱うこととしましたので、連絡します。

なお、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降に入札公告する工事から適用します。

つきましては、「区画線工事保有機械確認資料」を平成 2 5 年 9 月 2 5 日までに下記担当まで電子データで提出いただきますようお願いいたします。

この事前提出については、取り組みは任意であり、各工事毎に係る保有機械の資料を提出することができますので、申し添えます。

また、提出された資料は、公告のたびに「法面工事保有機械確認資料」を提出する行為を省略化することを目的としています。

事前申請された資料は、收受印押印時には審査しませんので、証明書ではありません。書類の不備があれば落札者としない場合もありますので、この点十分ご承知ください。

記

1. 提出先：〒690-8501
松江市殿町 8 番地
土木部技術管理課公共事業調整スタッフ
担当 岡 智 善
Eメール：oka-chiyoshi@pref.shimane.lg.jp
2. 提出期限：平成 2 5 年 9 月 2 5 日
3. 連絡先 電話：0 8 5 2 - 2 2 - 6 1 9 8
FAX：0 8 5 2 - 2 5 - 6 3 2 9

法面工事、区画線工事の入札に係る保有機械確認資料
の事前申請に伴う事務手続について

平成25年8月27日
島根県土木部技術管理課
公共事業調整スタッフ

1. 目的

法面工事、区画線工事については、主要な機械を保有していることとし
公告のたびに保有機械の資料を求めている。公告のたびに申請する行為
を省略化することを目的とする。

2. 適用

「法面工事、区画線工事の入札に係る保有機械確認資料の事前申請に伴う
事務手続」は、土木部地方機関を対象とする。

3. 事務手続

- 1) 入札参加者は、当該年度の入札（指名競争入札を除く）に参加を希望す
る者は、保有機械の全ての資料と確認資料一覧表を技術管理課公共事業
調整スタッフに事前に申請する。
区画線保有機械についても、同じ取扱いとする。
- 2) 資料の提出方法はメールとし、保有機械のデータ形式は、PDF、確認資
料一覧表は Word とする。島根県ホームページの技術管理課に掲載する
様式をダウンロードする。
- 3) 技術管理課は、ファイルサーバの土木部共通ファイルに掲載する。
この時点で技術管理課は提出資料の内容審査はせず、添付書類の確認だ
けする。
- 4) 技術管理課は、企業が提出した証として確認資料一覧表に受付印を押印
して、提出者に返却する。
- 5) 入札参加者は、入札に参加する場合、收受印のある「確認資料一覧表」
の写しを添付して申請する。
- 6) 各事務所は、落札候補者となった者について、土木部共有ファイルの保
有機械の資料により審査して、審査会にはかり、落札者を決定すること
とする。

4. 注意事項

- 1) 上記の保有機械確認資料一覧表による事前申請については、取り組みは
任意であり、各工事毎に係る保有機械の資料を提出することができる。
る。

- 2) 提出された保有機械の資料は、機械の記入漏れや点検の期限切れなどがないよう、入札参加者が責任を持って内容確認し、資料提出する。
- 3) 事前申請後に法定の点検を実施した場合など提出書類の更新が必要となった場合は、書類一式を再提出するものとする。

- ※ ・法面工事保有機械：種子吹付機、モルタル・植生基材吹付機、
鉄筋挿入工削孔機、グラントアンカー削孔機
・区画線工事保有機械：溶融攪拌車等施工機械

なお、島根県ホームページの下記アドレスに本通知に関する様式等を掲載しています。<http://www.pref.shimane.lg.jp/gijutsukanri/>

区画線関係所有車両及び施工機械一覧表（例）

（例）

車両及び施工機械	所有台数	規格及び性能
溶融攪拌車	1	2連式溶融釜（500kg×2基）搭載
機会材料運搬車	1	安全灯設置パワーゲート搭載
パトロール車	1	安全灯設置
材料積載車	1	ユニック登載

（収受印）

提出企業： _____

提出日： _____

今後、土木部地方機関が発注する工事については、収受印を押印した本書の写しをもって「企業の保有機械」の申請書類とすることができる。

※ ・本書は、「企業の保有機械」の申請書類が提出されたことを証明するものであり、書類内容の適否を証明するものではない。

- ・今後提出された資料をもとに、落札者決定の審査を実施する。
- ・書類の不備があれば落札者としないので、内容については貴社が責任を持つこと。
- ・事前申請後に法定点検を実施した場合など資料を更新する場合は、書類一式を更新すること。

